
第3章

計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるということが世界保健機関（WHO）によって明言され、わが国では、平成28年（2016年）4月の改正自殺対策基本法の施行により、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として推進されています。

自殺の原因は様々ですが、本市では「健康問題」が約6割と突出しており、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」という順に高くなっています。また、個人的な要因ばかりでなく、社会的要因とも複雑に関係し自殺の背景になっていると考えられます。

本計画は、人を自殺に追い込む様々な要因を解消することにより、社会全体の自殺リスクの低下を図るとともに、生きることの包括的な支援として総合的に自殺対策を推進し、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない川口市の実現を目指すものです。

【計画の基本理念】

**誰もが自殺に追い込まれることのない
助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現**

第2節 計画の基本方針

平成29年（2017年）7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に則り、本計画においては、次の5つを基本方針として掲げます。

【計画の基本方針】

- (1) 生きることの包括的な支援の推進
- (2) 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪としての推進
- (5) 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進

1. 生きることの包括的な支援の推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

また、自殺防止や遺族支援といった狭義の取り組みのみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取り組みにより、「生きることの包括的な支援」の推進を図ります。

2. 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み

自殺は、健康問題、経済・生活問題のほか、地域・職場の在り方の変化や家族の状況などが複雑に関係しており、生きることの包括的な支援に向けて、精神科医療、保健、福祉等のサービスを提供する分野のみでなく、社会・経済的な分野の関係者や組織等との連携を図るとともに、各施策の連動性を高めて取り組みを推進していく必要があります。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みや自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の関連ある分野においても、支援にあたる者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有しながら、総合的な施策の展開を図ります。

3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策に係る個別の施策は、国の指針に基づき、次の3つのレベルに応じて、それぞれ自殺の危険性が低い段階で行う「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合の「事後対応」等の段階ごとに施策を講じながら、総合的な推進を図ります。

- 1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

また自殺の事前対応の更に前段階での取り組みとして、児童・生徒等を対象とした「SOSの出し方に関する教育」や、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していきます。

4. 実践と啓発を両輪としての推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、自殺に追い込まれるような危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるように普及啓発を行います。

また、自殺や精神疾患、精神科医療への受診などに対する偏見をなくす取り組みを推進するとともに、全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

5. 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進

本計画に定める自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない川口市」を実現するためには、行政のみでなく、関係機関・団体、企業、そして市民一人ひとりが連携・協働して、市を挙げて自殺対策を総合的に推進していく必要があります。

市は自殺総合対策大綱及び本市の実情に応じた施策を策定・実施し、関係機関・団体は保健、医療、福祉、教育、労働等のそれぞれの活動内容の特性に応じて自殺対策への参画を行い、企業は雇用する労働者の心身の健康の確保を図ることに努め、市民は自殺対策の重要性の理解と関心を深め主体的に自殺対策に取り組むなど、それぞれが果たすべき役割を明確に認識し、相互の連携・協働の仕組みを構築することができるよう取り組みを推進していきます。

第3節 計画の数値目標

国は、平成29年（2017年）7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2025年の自殺死亡률을平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させることを政府の進める自殺対策の目標として定めています。

そうした国の方針を踏まえつつ、本市の計画における当面の目指すべき目標値として、平成27年（2015年）の自殺死亡률 15.8 を、2023年までに12.0、76%に減少させることを目指します。

【計画の数値目標（全体目標）】

指標	基準値 2015年 (平成27年)	本計画の目標値 2023年	2025年
自殺死亡률 (人口10万対)	15.8	12.0	11.1
対2015年比	100%	76%	70%

資料：地域における自殺の基礎資料

【参考：国の達成指標】

		自殺総合対策大綱	
	2015年 (平成27年)		2025年
自殺死亡률	18.5		13.0
対2015年比	100%		70.0%

資料：「自殺総合対策大綱」

【参考：埼玉県の達成指標】

		県計画	(参考)	(参考)
	2015年 (平成27年)	2019年	2022年	2025年
自殺死亡률	18.0	15.6	14.0	12.6
対2015年比	100%	86.7%	77.9%	70.0%

資料：「埼玉県自殺対策計画」

第4節 施策の体系

本市の自殺対策は、「5つの基本施策」と、「3つの重点施策」で構成されています。

「5つの基本施策」とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みとなっています。

それぞれに、「事前対応」、「危機対応」、「事後対応」、「事前対応の更に前段階での取り組み」と、「実践」と「啓発」の両方を含みながら、これらの施策を「強力に、かつ連動させて総合的に推進する」ことで、本市における自殺対策の基盤を強化していくことが求められています。

【5つの基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進

また、「3つの重点施策」は、本市における自殺の現状分析及び川口市地域保健審議会部会（川口市自殺対策推進計画策定会議）での検討結果を踏まえ、「高齢者」、「勤労者」及び「生活困窮者」の対策を3つの柱として推進し、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、「生きることの包括的な支援」として自殺対策の推進を図るものです。

【3つの重点施策】

- 1 高齢者を対象とした取り組みの推進
- 2 勤労者を対象とした取り組みの推進
- 3 生活困窮者への取り組みの推進

《計画の全体構成》

【計画の基本理念】

**誰もが自殺に追い込まれることのない
助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現**

【計画の基本方針】

- (1) 生きることの包括的な支援の推進
- (2) 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪としての推進
- (5) 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進



【基本施策と重点施策】

《5つの基本施策》

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進

《3つの重点施策》

- 1 高齢者を対象とした取り組みの推進
- 2 勤労者を対象とした取り組みの推進
- 3 生活困窮者への取り組みの推進

《計画の体系》

【5つの基本施策】	1 地域におけるネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> 1. 自殺防止に向けた推進体制の構築 2. 自殺リスクの軽減と未然防止に向けたネットワークの推進 3. 早期対応に向けたネットワークの推進 4. 多様な相談体制の充実
	2 自殺対策を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 1. 市職員を対象とした研修 2. 多様な職種・一般市民を対象とする研修
	3 市民への啓発と周知	<ul style="list-style-type: none"> 1. 自殺対策・心の健康等に関する啓発の推進 2. 市民向け講演会・イベント等の開催
	4 生きることの促進要因への支援	<ul style="list-style-type: none"> 1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援 2. 居場所づくり活動 3. 自殺未遂者・遺された遺族等への支援
	5 子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学校等における取り組みの推進 2. いじめ・不登校などへの対応の充実 3. 子育て家庭への支援の充実
【3つの重点施策】	1 高齢者を対象とした取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> 1. 見守り・支え合いの仕組みづくり 2. 相談・訪問等を通じての支援の充実 3. 地域での交流
	2 勤労者を対象とした取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> 1. 職場環境の是正に向けた取り組みの推進 2. 職域でのメンタルヘルス対策の推進 3. 職業的自立に向けた支援
	3 生活困窮者等への取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> 1. 生活困窮家庭等への支援 2. 経済的困難を抱える子ども等への支援